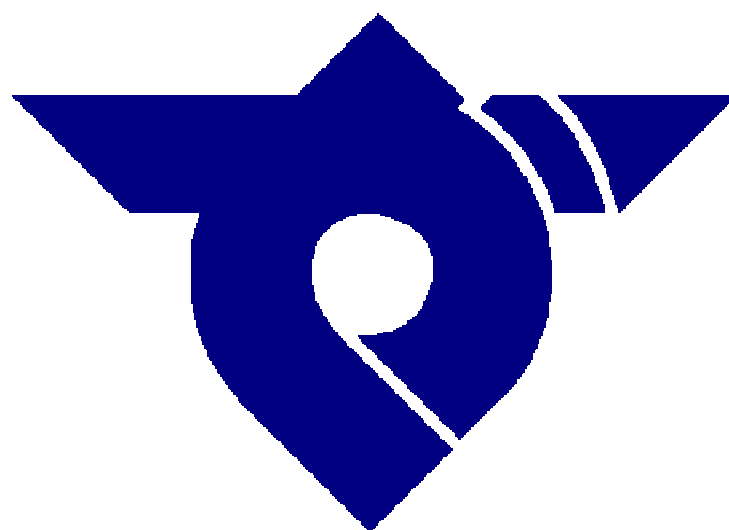


# ***Super-PCOI***

***Super-Premium-City-Office-Initiative***

(集中改革プラン)



平成18年3月  
善通寺市

はじめに

地方分権が推進され、基礎的自治体としての市の役割はますます重責なものとなっています。加えて三位一体の改革、少子高齢化、住民ニーズの多様化など、善通寺市を取り巻く環境は刻々と変化しており、さらに柔軟で効率的な行政運営が求められているところであります。

こうした中、善通寺市ではこれまで、職員数の削減を最重要課題として位置付け、「善通寺市PCOI構想」の策定や「新善通寺市行政改革大綱」の策定、あるいは毎年度の行政改革実施計画の策定と進行管理を実施することにより行政改革に邁進してまいりました。その結果、平成17年4月現在の職員数は357人と、行政改革元年である平成7年と比較して24%（113人）の削減を実現することができました。

現在、善通寺市では当面の目標である職員数270人を達成すべく、多様な改革を行っているところですが、10年あるいはそれ以上の将来を見据えて、「職員数170人」を究極の目標と設定いたします。

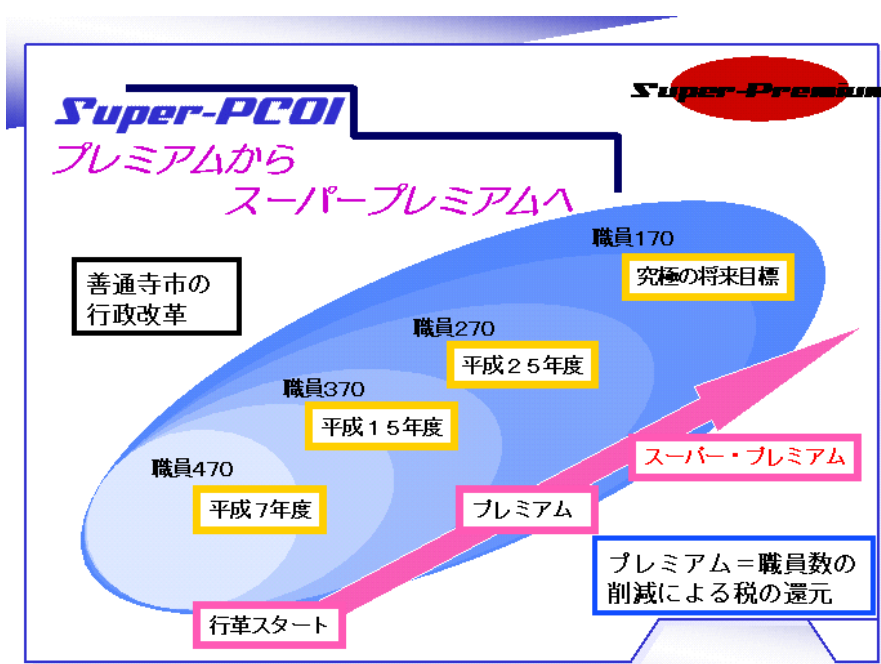
この実現のためには、限られた人的資源によりいかに公共サービスを支えるのか、という命題へ挑戦しなければなりません。そこで“さらなる小さな市役所”の可能性を徹底して追求するため、平成18年度を初年度とし5年間（平成22年度まで）の集中改革プランとして「Super-PCOI（スーパー・プレミアム・シティ・オフィス・イニシアティブ）」を策定し、究極の目標を見据えたうえでの、特に集中的に取り組むべき細部に渡る改革事項を取りまとめました。

この「Super-PCOI」を平成21年度を目処に策定する新たな行政改革大綱、及び各年度の実施計画に反映させることにより、これまで以上の改革を実現し、さらに効率的な行政運営を推進してまいります。

**Super-Premium-City-Office-Initiative**

善通寺市長

宮下 裕



## これまでの取り組み

### (1) 行革第1期

正規職員の数370人(100人・21%)まで削減することを目標に行政改革大綱を策定、毎年度の実施計画により推進。

- 8年度(正規職員数:450人) 善通寺市行政改革大綱策定  
市税前納報奨制度見直し、善通寺まつり等各種イベント見直し、給食セ  
ンダ-配送業務委託、野球場管理委託等
- 9年度(440人)  
総合会館管理運営委託、各種審議会委員の視察見直し、各種負担金の  
見直し等
- 10年度(423人)  
自動車教習所民営化、老人誕生祝品支給見直し、特別職・管理職手当  
て一部カット、水道料金納付組合助成金の段階的削減等
- 11年度(413人)  
職員55歳昇給停止、地区公民館長等嘱託化等
- 12年度(403人)  
し尿収集業務委託、職員7級あたり廃止、全職員の勤勉手当に成績率  
の反映等
- 13年度(388人)  
養護老人ホームの運営管理委託、保育所管理運営委託、都市公園維持  
管理ボランティア化、納税貯蓄組合連合会の廃止(補助金の廃止)等
- 14年度(383人)  
わたり全廃、青少年健全育成市民会議の廃止、個人給付事業(奨学金  
等)の見直し、国民年金推進協力組合保険料納付に係る報奨金制度の  
廃止等

### (2) 行革第2期

正規職員数370人という目標の達成が間近となったところから、次なる目標として職員数270人を設定。善通寺市PCOI(プレミアム・シティ・オフィ  
ス・イニシアティブ)構想を策定し、これに基づく新善通寺市行政改革大綱  
が策定された。

- 15年度(375人) 善通寺市PCOI構想・新善通寺市行政改革大綱策定  
零細補助金の廃止、地区公民館の各種講座の自主運営化、敬老年金支  
給の見直し等

16年度（368人）

各種会合等への儀礼的歓び等の縮小、イベント見直し、労働費、商工費の市単独補助金の見直し等

17年度（357人）

### （3）行革第3期

—PCOI から S-PCOI へ—

平成17年6月、さらなる事務事業の効率化を図るため、あらゆる角度から行政改革の取り組みについて検討を進めていくため、市長を委員長、副市長を副委員長とし部課長職員により構成される「善通寺市 S-PCOI 検討委員会」を設置した。この委員会においては、究極の将来目標として「職員数170人」を設定、その実現を視野に入れたうえで、事務事業のムリ・ムダ・ムラを極限まで削ることにより、さらなる効率化を図るとともに、公共が関与する必要性を見極め、民間への事務事業の開放や業務委託を推進するための改善案を検討した。

#### ①事務事業棚卸の実施

善通寺市 S-PCOI 検討委員会は、平成17年6月から7月までの期間において、全職員を対象とした事務棚卸（全ての事務についてその内容や特徴、あるいは事務改善案等を洗い出す）、全部署を対象とした事業棚卸を実施した。

##### ☆事務棚卸

◇事務の件数 2,068件

##### ☆事業棚卸

◇事業件数 412件

#### ② 事業棚卸表に基づく検討分析

善通寺市 S-PCOI 検討委員会は10月、事業棚卸に関して全部署を対象としたヒアリングを実施した。

事業棚卸ヒアリングについては以下の視点において実施した。

- ・ 費用に対して効果が挙がっているか（又は見込めるか）
- ・ 形骸化した事業ではないか
- ・ 公共が関与する必要性はあるか（他に供給主体がないか）
- ・ 民間委託が可能か
- ・ 圧縮予算の考え方に沿うものか
- ・ ムリムダがないか

### ③ 事務棚卸表に基づく検討分析

善通寺市 S-PCOI 検討委員会は11月から12月にかけて事務棚卸表を基に全職員の全ての事務について検討分析を行った。

事務に関する検討作業においては以下の観点により実施した。

- ・民間事業者への業務委託が可能か
- ・外部からの人材によることが可能か
- ・複数の組織にまたがる共通事務の集約化
- ・担当者固定事務の分散化
- ・市民あるいは市民団体によることが可能か、あるいは市民参画によることが可能か
- ・事務量のかたよりがないか
- ・廃止できないか

※正規職員によって行うべき事務の判断基準（例）

- ・政策の立案に関する事務
- ・市民の権利を制限するか否かを決定することに関する事務
- ・市民に義務を課するか否かを決定することに関する事務
- ・予算を執行するか否かを決定することに関する事務
- ・その他正規職員により実施する必要があると認められるもの

本プランは上記の S-PCOI 検討委員会検討作業等を踏まえて策定したものである。

※1 以下本文中「人員効果」については、各職員の当該事務に従事する割合に基づき算定した理論上の数値である。「経費効果」については、想定される直接的な経費の概算である。いずれも数値が比較的明確に想定できるもののみについて記載している。

※2 以下本文中改革項目の年度ごとの進捗を表す記号は以下の意を示す。

- ◎ = 実施
- ⇒ = 段階的实施
- = 検討

## もくじ

1. 事務事業改革	
(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	6
(2) 民間委託等の推進	15
2. 公務員改革	
(1) 定員管理及び給与の適正化	20
(2) 人材育成の推進	23
3. 財政改革	
(1) 予算編成	26
(2) 補助金等の整理合理化	28
(3) 第三セクター	29
(4) 公共工事等の契約手法改善	29
(5) バランスシート	30
(6) 財政の健全化	31
4. 協働	
(1) 地域協働	33
(2) 市民参画	35
(3) 自主運営化	36
5. その他	
(1) 地方公営企業の経営健全化	38
(2) 電子自治体の構築	39
(3) 組織機構	41
(4) 集権の検討	43
資料（財政計画）	44

## 1. 事務事業改革

行政改革とは肥大した公的分野を縮小し、小さな市役所を目指すことである。限られた資源を有効に活用し、なおかつ多様な市民ニーズに対応するためには、現在行っている事務事業の全てを総点検（棚卸）し、スクラップ・アンド・ビルドを実施しなければならない。事務事業の必要性や効果等を改めて再考することにより、行政の果たすべき役割や市職員として行うべき事務のあり方等を踏まえ、より効率的な事務事業の執行を実現する。

### (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

限られた資源を有効活用し、最大限効果を発揮することができるよう、内部における事務処理についてこれまで以上に効率性を向上させなければならない。組織の機動性や職員の能力向上等を視野に入れ事務処理過程の見直しを図る。また事業については、公共が関与する必要性を再考し、市が行うべきか否か、他に供給主体があるか否か等を検討するとともに、その効果や実績を厳しく分析することにより公共サービスの適正化、事業整理等を推進する。

#### 事務事業の見直し

管理職以外の全職員を対象とした事務棚卸により、2,068の事務の総点検を実施し、合わせて全部署を対象とし412の事業について総点検を行った。効果・必要性、あるいはより効果的な事務遂行の手法等、あらゆる角度から検証した。以下の項目について特に重点的に取り組む。

#### ○事務事業の改善

##### ・出勤簿整理等庶務事務の改善（人事課）

課員の出勤簿、出張命令簿等の整理事務について、電子化等により見直し庶務事務の効率化を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- ・国民年金に関する事務の完全移管要望（市民課）

現在、第1号被保険者の受付事務等が市に残っており、国民年金を取り扱う官庁が市と社会保険庁の二重となっている。住民に混同を与えないために、全ての事務が社会保険庁に移管されるよう検討し要望を行う。

人員効果：1.8人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

- ・収集体系の見直し（未来クルパーク21）

可燃ごみの収集体系を見直すことにより、資源ごみの収集回数の増につなげる。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	◎		

- ・ホームヘルパー養成研修事業の見直し（高齢者課）

家庭介護の充実を図るため、資格取得を目的とした研修の実施を改め、介護ノウハウを拡充する事業への転換を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	◎			

- ・老人ホーム入所措置事務の改善（高齢者課）

老人ホームへの入所は老人福祉法第11条の規定による「措置」制度となっているが、高齢者福祉の制度改正の流れのなかで「措置」であるべき積極的な意味付けが希薄となってきている。国に対して制度改正を要望する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎



- 老人医療無受診者表彰事務の見直し（高齢者課）

介護保険だけを利用する者（特に施設入所者）も無受診表彰対象となり、介護保険を受給している者を表彰するという矛盾が生じているため、対象者及び表彰内容を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

### ○事務事業の廃止

- エコ・プリンシパル事業の見直し（生活環境課）

参加者が僅少であり、効果が期待できないため見直す。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	◎			

- エコポリス（環境監視員制度）の見直し（生活環境課）

同様の事業が香川県においても実施されており、実績もないため見直しを図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	◎			

- 市を美しくする運動市民の会の見直し（生活環境課）

各課かいにおける環境関連事業と重複した活動があり、また会設立当初の目的を達成したと認められるため、会の解散を含めて検討する。

経費効果：1,000千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎				

• 口座振替受付事務の廃止（税務課）

既に銀行窓口で行っているため、事務廃止を検討する。

人員効果：0.8人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	◎	

• 老人無料入浴券給付事業の見直し（高齢者課）

市内における公衆入浴業者の存続が危ぶまれる中、ふれあいセンターにおいて入浴サービスの実施が可能であること等から、状況を見極めながら廃止を含めて検討する。

経費効果：1,100千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	◎	

• 在宅ねたきり老人福祉手当及び在宅ねたきり老人介護家庭福祉手当の見直し（高齢者課）

これら手当は、平成18年4月施行の改正介護保険法により地域支援事業の家族介護継続支援事業に移行されるが、介護保険制度の定着及び充実が図られたこと等を踏まえ、手当支給以外の手法による支援のあり方等を検討する。

経費効果：4,000千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

• 敬老祝金の見直し（高齢者課）

自主自立の協働型まちづくりを目指すうえで、真に必要とされる行政サービスを厳選して実施していかなければならない。厳しい財政事情を踏まえて、敬老祝金についても同様に、諸事情を勘案しつつ見直しを図る。

経費効果：15,000千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	◎

・在宅老人福祉事業の統合と廃止（高齢者課）

福祉電話の貸与（11人）、日常生活用具給付（火災報知機、自動消火器、電磁調理器）、寝具類洗濯乾燥消毒サービス、生きがい入浴券給付の廃止を検討する。

なお、福祉電話の貸与、日常生活用具給付については補助事業であるため、今後の補助動向にあわせての廃止を検討する。

また、福祉電話は、緊急通報装置貸与事務に統合することを検討する。

経費効果：7,000千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

・敬老行事事務の廃止（高齢者課）

敬老会は高齢者自ら企画運営する参加型イベントとし、高齢者慰問は最高齢者のみとすることを検討する。

経費効果：600千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

・軽度生活援助・生活管理指導員派遣の事務の廃止（高齢者課）

この事業は、老人福祉法による介護予防事業であるが、改正介護保険法の介護予防事業への移行及び廃止を含めて検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

・ふれあいセンター・生きがい対応型ディサービスの事務の廃止（高齢者課）

この事業は、老人福祉法による介護予防事業であるが、改正介護保険法の介護予防事業への移行及び廃止を含めて検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- ・高齢者住宅改造促進事業の事務の廃止（高齢者課）  
介護保険制度による住宅改修に一元化を図る。県の補助事業であるから補助制度の動向にあわせて廃止も検討する。

経費効果：100千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- ・障害者の高速道路割引申請事務の廃止（社会福祉課）  
障害者が割引適用を受けようとする場合、事前に福祉事務所において、手帳に車両ナンバーを記載する等の手続をする必要がある。道路公団等が割引制度の簡素化（料金所で障害者手帳の提示のみ）を行えば不用の事務となるため、国県及び道路公団に対して簡素化を要望する。

人員効果：0.3人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- ・障害者のNHK受信料減免申請事務の廃止（社会福祉課）  
NHK受信料の割引を受けようとする場合、福祉事務所での確認手続を経てNHKに申請する制度となっているが、手続を簡素化しNHK直轄とするよう要望を行う。

人員効果：0.3人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- 自動車税減免等の可否調査事務の廃止（社会福祉課）

障害者が自動車税の減免を受ける場合の市福祉事務所の判定を廃止し、直接県に申請できるよう検討を行う。

人員効果：0.3人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- 婦人の健康づくり事業の見直し（保健課）

食生活改善推進教育事業として食生活改善推進員の育成にあたっているが、所期の目的を達成したと思われるため廃止を含めて検討する。また、食生活推進協議会についても自主運営化を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- 野菜産地育成事業交付金の見直し（農政課）

野菜の増反を行う方に交付金を交付していたが、維持拡大につながっていないため、見直しを行う。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

## ○外部人材の登用

事務事業の改善等に伴う各業務配分により、正規職員が行う業務の補助的業務について、外部人材の登用を図ることにより業務の効率的な執行を実現する。

- 証明書関係発行事務の他事務と統合及び外部人材登用（市民課・税務課）  
各種証明書発行・郵送事務を職員で行っているが、全て税務課と統合し、更に外部人材の登用を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

- 戸籍届出受付事務、住民異動の電算入力事務等への外部人材登用（市民課）  
戸籍関連受付事務や住民異動の電算入力事務等について、外部人材の登用を図ることによる正規職員数の削減を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

- 収納事務への外部人材登用（税務課）  
収納消込等収納に関する事務を正規職員で行っているが、外部人材の登用を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

- 電算入力事務等への外部人材登用（税務課）  
給与支払報告書の加筆補正、固定資産補充台帳入力や新画地図作成等の電算入力事務、あるいは各種通知書等の郵送封入作業を正規職員で行っているが、外部人材の登用を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

## 🔵 事務事業の定期的な見直し

事務事業の効果や必要性は不断に見直すことが求められている。これらを定期的に測るためのシステムを構築することにより、経常的な行政改革を実現する。

### ・行政評価（分析）システムの導入（企画課）

近年さまざまな自治体で行政評価が実施されている。しかしこの多くが内部評価、すなわち自治体内部の職員が、自ら行う事務事業の必要性や目的等を列挙し、その効果を主張するものとなっている。「効果がある」と自ら認めるばかりでは、事務事業の中止、延期、廃止といった行政改革ができないこととなる。

そこで、事業の効果を明確化し継続して実施するということに主眼を置いたものではなく、事業の効果や成果等を客観的かつに厳しく判断し、見直しや廃止につなげる「行政分析」システムを導入する。

（本システムによる目標：事業の必要性を厳しく評価し、事業の中止、廃止、取りやめ等を実現することにより、時代にそぐわない、効果が薄い等の事務事業を抽出する外、投資的経費対前年度4%削減の実現を目指す。）

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	◎			

## (2) 民間委託等の推進

行政サービスと呼ばれるものの中には、必ずしも公的部門で供給する必要がないものがある。公共サービスとしてのレベルや市民の金銭的負担等を悪化させることがないことを条件として、現在各施設において直営で行っている業務の民間開放を推進する。これらの積極的なアウトソーシングを行うことにより、市が公共サービスの提供を担保する仕組みを整え、民間においてその提供が図られる「市と市以外の供給主体とのネットワーク」を構築する。

### ● 事務事業の民間委託

現在市職員が直接実施している事務事業について、民間にて実施できるものについては民間委託を推進する。

- ・ 広報誌作成業務等の民間委託の検討（秘書広報課）

現在、広報誌の記事作成や編集業務を市職員が行っているが、これらの業務を民間に委託することを検討する。

人員効果：0.9人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- ・ 設計事務の民間委託（各課共通）

公共事業等の設計業務の民間委託を推進する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

- ・ 市民バス運行業務のアウトソーシング（高齢者課）

バス運行事業の事業主体を民間に委譲する、あるいは運行業務の民間委託を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		



- 民生委員及び日本赤十字社に関する事務の民間委託検討（社会福祉課）  
民生委員推薦事務と県への負担金申請事務以外の民生委員関連事務、及び日本赤十字社に関する事務を社会福祉協議会に委託することを検討。

人員効果：0.4人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- 庁内ネットワークシステム管理事務の外部委託（企画課）  
庁内 LAN 設備の維持管理等を正規職員で行っているが、民間への業務委託を検討する。

人員効果：0.9人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	⇒	◎		

- 道路の維持管理業務等の民間委託（土木課）  
市道維持管理業務について民間委託を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

- 狂犬病予防事業の見直し（保健課）  
狂犬病予防の事業について、業務委託の可能性等実施手法について検討する。

人員効果：0.7人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

- 一般公害対策事務等の民間委託（生活環境課）  
一般公害対策（苦情及び処理）事務や、大気汚染・水質管理事務、不法投棄対策関連事務について、民間委託を検討する。

人員効果：1. 4人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

## 📍 各施設のアウトソーシング

これまで市が直営で行ってきた各施設について、民営化等によりアウトソーシングを行う。

- 公立保育所の民営化（社会福祉課）  
現在の公立保育所の統廃合を図りつつ民営化を推進する。

目標値

民営化数 1ヶ所 → 4ヶ所

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	◎	◎	○	◎

- 学校給食センターのアウトソーシング（関係課）  
学校給食センターについて、民営化等適切な方法によりアウトソーシングを行う。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎				

- 未来クルパーク21のアウトソーシング（関係課）  
未来クルパーク21について、アウトソーシングの手法を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- 公立幼稚園のあり方検討（関係課）

市内に8ヶ所ある市立幼稚園のあり方について、幼小一元化等を踏まえて検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- 地区公民館のアウトソーシング（関係課）

地区公民館について、市民の自主的な運営を見込んだうえで、市民による指定管理者制度導入を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	◎

・指定管理者制度の活用（関係課）

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正（同年 9 月施行）により、これまでの制度である「管理委託制度」が廃止され、代わって民間事業者等も施設の管理を行うことを可能とする「指定管理者制度」が創設された。

「指定管理者制度」は、従来の公共的団体等に加え、民間事業者や NPO 法人も公の施設の管理を行うことが可能となることから、多様な団体が有する固有のノウハウ等が施設管理に活かされ、住民サービスの向上と管理運営の効率化が図られるものと期待されている。この制度については、本市行政改革の方向性である「アウトソーシング」の一手法として有効なものであり、積極的な活用に努める。以下の公の施設について、平成 22 年度までに指定管理者制度を導入する。

1. 市民会館
2. 総合会館
3. 公民館（12ヶ所）
4. 市民体育館
5. 市営野球場
6. 市営テニス場
7. 市民プール
8. 市営駐車場
9. 市営自転車駐車場
10. 老人ホーム
11. 高齢者ふれあいセンター（2ヶ所）
12. 斎場
13. 鉢伏ふれあい公園

経費効果：4,780千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	◎

## 2. 公務員改革

本市では、平成12年度より全職員を対象とする勤務評定を実施し、勤勉手当の成績率に反映する等、あらゆる面から給与の適正化に取り組んできた。主な取り組み内容は以下のとおりである。

- ・55才昇給停止・・・平成11年度実施済み
- ・ワタリ制度の廃止・・・平成14年度実施済み
- ・退職時の特別昇給・・・勸奨退職のみについて実施
- ・特殊勤務手当の見直し・・・平成17年度に30%削減

また、過去5年間における全国の地方公共団体の定員は、4.6%の純減となっているが、同期間における善通寺市の定員削減率は10.9%（413人⇒368人）と、平均を大きく上回る削減を達成している。今後はこれに満足することなく、究極目標である170人を見据えたうえで、早急に270人体制を実現する。

### （1）定員管理及び給与の適正化

正規職員の数は本市行政改革の主眼であり、最も重要なファクターである。少ない人員により行政運営を行うことこそ行政の改革であり、市民への税の還元という観点から避けて通ることはできない課題である。本プランにおいては、現行の新善通寺市行政改革大綱の目標である「270人」の早期実現を第一とし、そのうえで将来には170人の正規職員により行政運営を行うことができるよう、あらゆる角度から検討を進める。

#### 定員の削減

今後5～6年間において、いわゆる団塊の世代の大量退職が始まる（平成の坂越え）。この期間においては、退職者不補充の原則により正規職員の数を抑え、人件費総額の抑制に努める。

・定員適正化計画（企画課）

下記のとおり定員適正化計画を定め、まずは270人体制を実現し、将来には170人での市役所の運営を検討する。

（参考：平成17年度当初356人）

善通寺市定員適正化計画（一般会計、消防、公営企業等含む）

	年度当初職員数	年度中退職者	翌年度採用者数
平成18年度	339	9	5
平成19年度	335	13	5
平成20年度	327	20	5
平成21年度	312	18	5
平成22年度	299	14	5
平成23年度	290	19	5
平成24年度	276	10	5
平成25年度	271	—	—
将来・・・	170	—	—

※平成17年度から平成22年度までの削減率＝16.2%（58人）

経費効果：522,000千円

（退職金分を含む職員一人あたり年間人件費平均9,000千円にて試算）

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

・善通寺市総合サービス(株)からの人材派遣の推進（企画課）

平成17年10月、市の業務の一部について外部人材を登用する目的で、善通寺市総合サービス(株)を設立した。今後は、同社からの人材登用を進めることにより、人件費の抑制に努めるとともに、公共業務のワークシェアリングを推進する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

- 収入役の不設置（企画課）

地方自治法の改正により、従来の町村に加え人口10万人未満の市・特別区でも、条例で定めることにより収入役を置かずに市長又は助役（副市長）がその事務を兼掌できることとなった。善通寺市では、財務会計システムの導入や、情報公開制度等によって事務の透明性が担保されてきたことから、独立の専門機関を置かなくても会計事務を適正に執行できると判断し、収入役を置かないこととし収入役の職務を副市長が兼掌することとする。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

- 幼小一貫教育による校長が園長を兼務（学校教育課）

市内8ヶ所にある幼稚園の園長について、幼小一貫教育を視野に入れた上で、小学校長が兼務する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

- 市民会館等の管理職の嘱託化（人事課）

公共施設の管理責任者について、指定管理者制度によるアウトソーシングの実現までの間、嘱託職員への配置替えを推進する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

## ▶ 給与の適正化

職員の能力に対してより適正な給与体系を構築し、さらに信頼度の高い市政の実現を図る。

- 給料表の見直し（人事課）  
人事院勧告に基づき、給料表の改正を行う。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎				

- 査定昇給制度の導入（人事課）

人事院勧告に基づき、年4回であった昇給時期を年1回とするとともに、平成18年度に管理職について勤務成績による昇給制度を導入し、順次他の職員に拡大する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	◎

## （2）人材育成の推進

少数精鋭の職員集団を形成し、これからの自治体運営に必要な人材を育てるためには、経済的活動の洞察力等あらゆる知見を身につけなければならない。真に市民に求められる公務員となるよう、意識啓発や各種研修等を実施する。

- 勤務評価の実施（人事課）

本市では、平成12年度より全職員を対象とした勤務評価を実施、これを勤勉手当の成績率に反映させてきた。今後とも引き続き実施する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎



- 管理職研修の実施（人事課）  
管理職についても、勤務評定研修の実施等積極的に人材育成を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

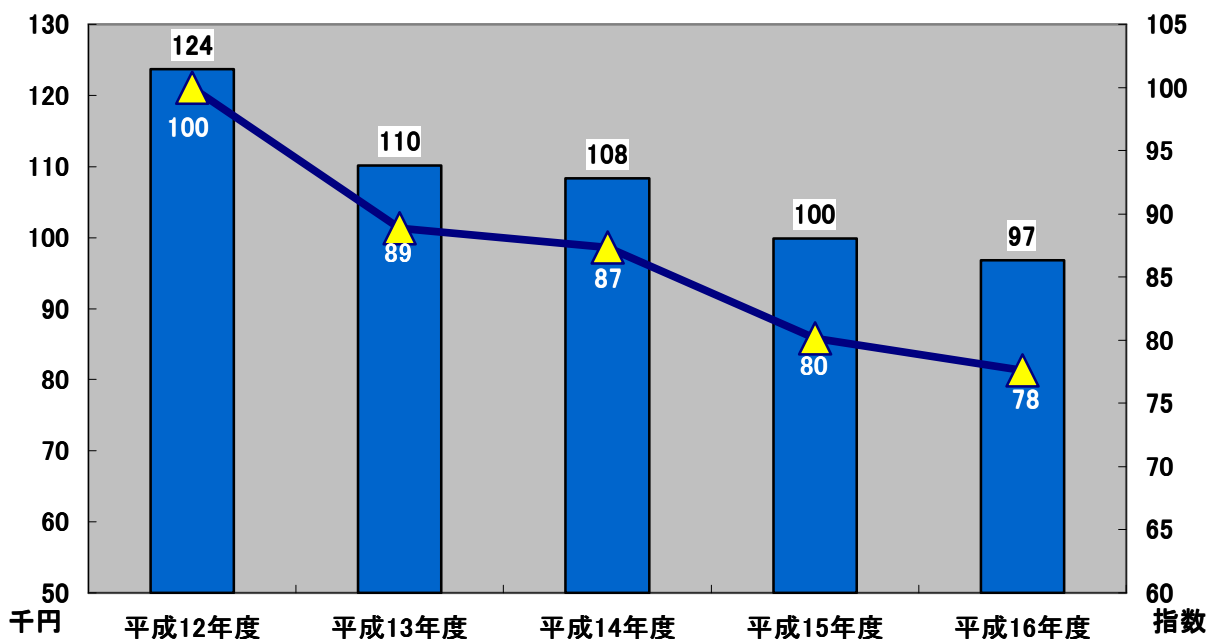
- 管理職試験の実施（人事課）  
将来、管理職たりうる人材を育成するため、試験を実施することにより能力の開発を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎				

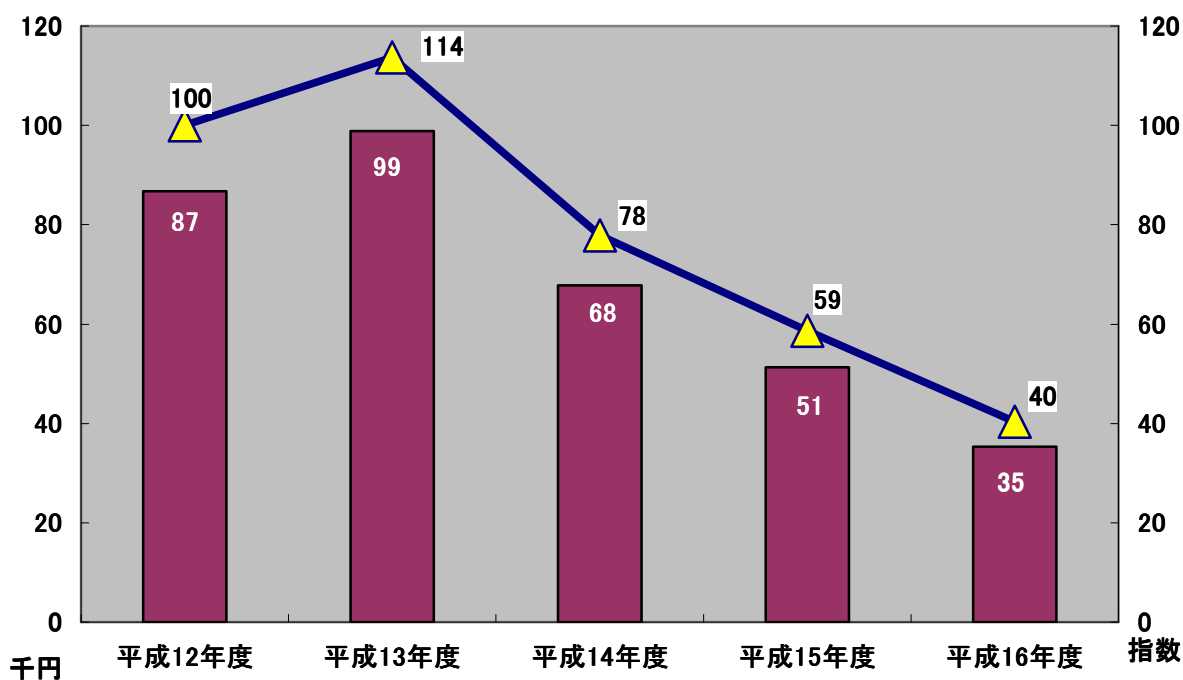
### B. 財政改革

三位一体の改革に伴う地方交付税の削減など、地方公共団体の財政状況はますます厳しさを増すことが予想される。税源委譲の完全実施を要望しつつ、限られた財源の有効活用を図らなければならない。

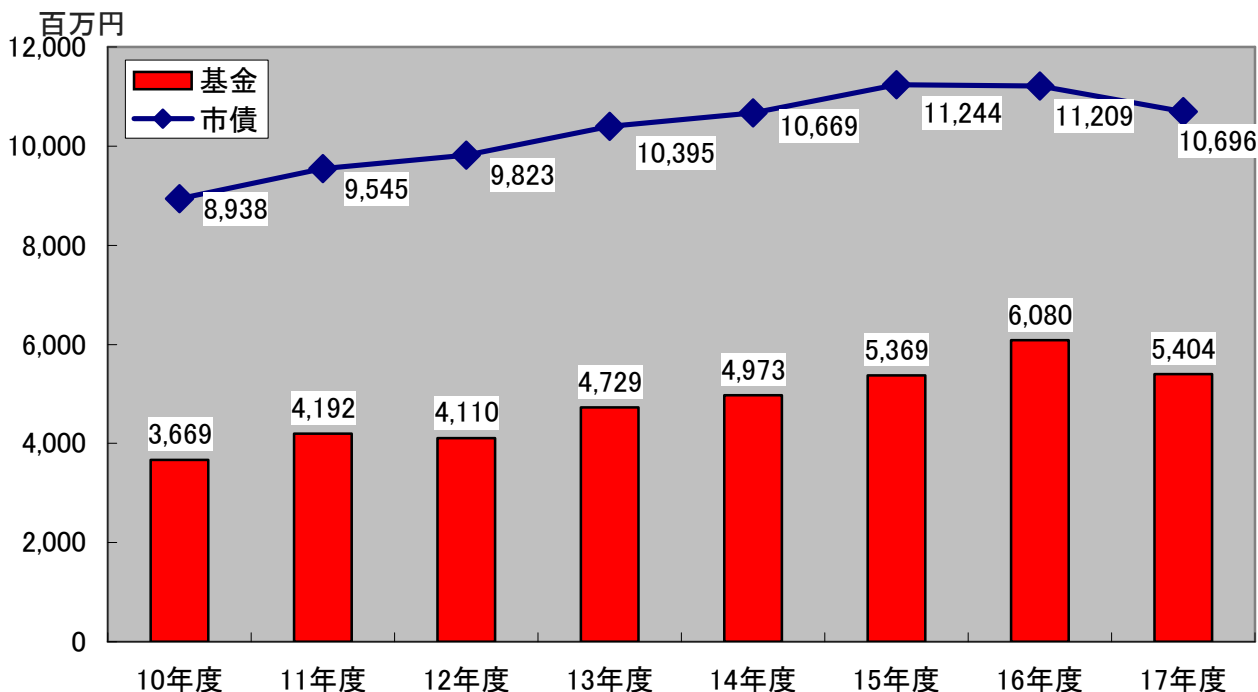
近年における市民一人あたりの地方交付税の推移は以下のとおりである。



上記のように厳しい財政事情のもと、本市では健全財政を堅持するため、公共事業を見直すことにより、限られた財源の有効活用を図ってきた。市民一人あたりの投資的経費は以下のように推移している。



その結果、市の貯金にあたる基金残高と借金にあたる市債は以下の推移を見せている。財政状況の悪化が懸念される状況において、借入を抑制し将来に渡る長期的な健全財政の確保に努めてきた。



地方交付税や補助金等の見直しが図られる中、長引く景気の低迷や今後必要となるより高水準な行政サービスの財源確保を踏まえると、財政状況はより厳しくなることが予想される。今後とも長期的な視点にたち健全財政を確保していくため、以下の事項を実施する。

## (1) 予算編成

健全財政を堅持するため、時代に合った予算編成に努める必要がある。近年の厳しい状況においては、予算総額を抑制するとともにプライマリーバランスを保つことが重要である。真に自立した自治体としての運営を可能とするよう、歳入確保・歳出削減を視野に入れた予算編成に努める。

- 政策的圧縮予算の編成（財政課）  
市民一人あたり30万円の予算編成を目指し圧縮予算編成を実施する。

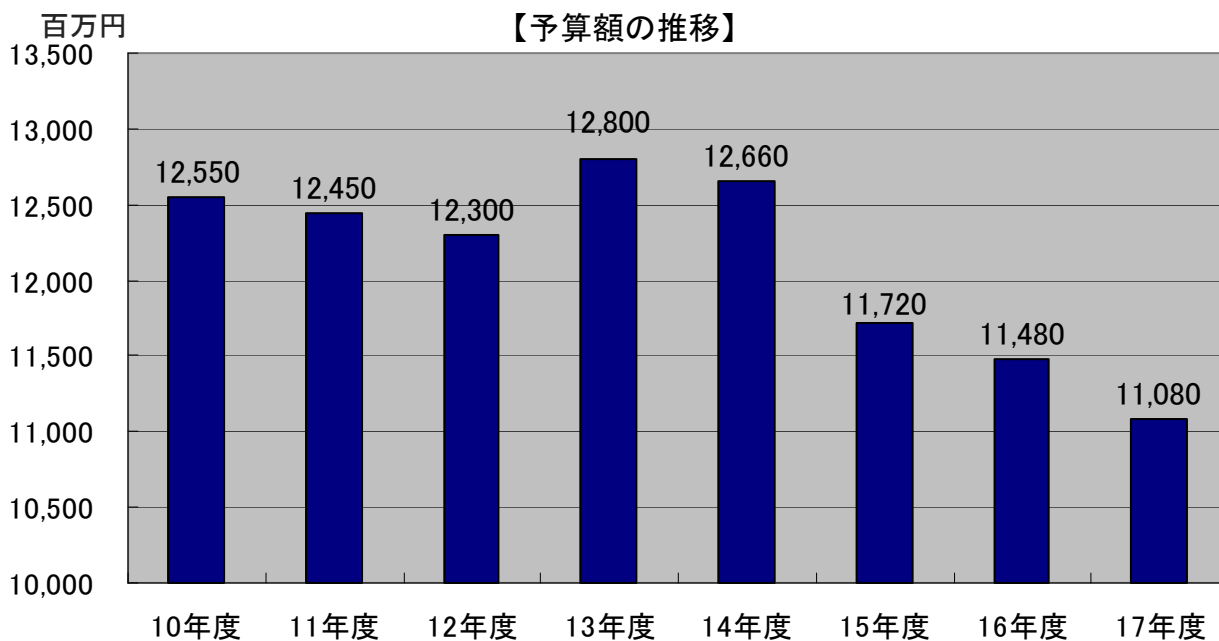
目標値

当初予算 市民一人あたり 309,670 円 → 市民一人あたり 300,000 円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

- 枠配分予算の検討（財政課）  
より効率的・効果的に予算編成を行うことを目的として、枠配分による予算編成の手法について検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎	◎	◎



## (2) 補助金等の整理合理化

本市では平成15年に「普通寺市における交付金の基本的な在り方に関する条例」を制定し、交付金（補助金）の適正化に努めてきたところである。補助金等の整理合理化により、財政の健全化はもちろん、交付団体と市の適切な関係の構築を図るとともに、より効果的に行政目的を達成することができるよう努める。

- 零細補助金の廃止（財政課）

特に10万円以下の市単補助金については原則廃止する。

経費効果：1, 126千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎				

- (財) ハートスクエア普通寺への交付金の段階的削減（財政課）

第3セクターである(財)ハートスクエア普通寺への交付金を段階的に削減する。

経費効果：2, 500千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	◎		

- 固定資産税前納報奨金の段階的削減（税務課）

本市の固定資産税の収納への影響、収納額の変化の財政に及ぼす影響について費用対効果等を含め調査研究し、また、他市町の状況も踏まえた上で廃止を含めて検討する。

経費効果：14, 085千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	◎			

- 学校給食会運営交付金の見直し（学校給食セクター）  
学校給食会の運営交付金を廃止する。

経費効果：162千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎				

### （3）第三セクター

現在本市には第三セクターと呼ばれる法人が5団体存在している。いずれの団体についてもその事業目的が適切に達成されるよう、さらなる効率性向上が望まれており、情報開示による透明化を図る。

- 第三セクター決算状況の公表（財政課）  
HP等を活用し第三セクターの決算状況を公表することにより、財政状態を明らかにすることで、各セクターの経営健全化を促進する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

### （4）公共工事等の契約手法改善

本市では早期から公共工事等の契約手法改善に努めており、請負契約等において経費的な効果を見出してきた。今後とも引き続きコスト意識をもって契約業務に取り組む。

- 電子入札システムの導入（契約監理室）  
県内の自治体が共同して電子自治体システムを導入する。これにより公共事業の公正性を高める。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎				

- 物品調達契約及び業務委託契約の適正化（契約監理室）  
 これまで見積書の徴した随意契約が多く見受けられた物品調達及び業務委託の契約について、適宜入札の実施による契約手法に改め、経費節減に努める。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

## (5) バランスシート

国、あるいは地方公共団体においては、資産のストック情報を示すバランスシート（貸借対照表）が存在していないことが、わが国における財政制度の欠陥として指摘されてきたところである。予算を執行することで財務が完結する現在の地方財政制度には、予算を執行した結果いかなる資産が残余しており、またそれらの原資はどのような配分となっているかを測る機能が欠落している。これを補うことを主たる目的として、地方公共団体のバランスシートが注目されてきた。行政改革により官と民の格差を是正することが求められている中、官における公会計を民における企業会計の原則に沿って表現することが必要である。厳しい財政状態を的確に把握し、市民への説明責任を果たすためにも、市のバランスシートの作成に取り組む。

- バランスシートの作成（財政課）  
 本市では、他団体に先駆けて平成12年度より市独自のバランスシートの作成に取り組んできた。本市の取り組みの後、国がバランスシートの作成基準を示しており、今後は他団体との比較検討に用いるためにも、総務省方式による一般会計、連結バランスシートを作成し公表する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

## (6) 財政の健全化

財政の健全化には歳入確保が不可欠である。限りある資源を最大限活かすことが求められているとともに、公正な負担のあり方が注目されている。財源の確保と受益者負担の適正化に努める。

### ・徴収率の向上（税務課）

限られた財源を活かすため、適正課税を図るとともに、税に関する市民の意識の高揚を図る等、公正・公平な徴収を推進する。

目標値  
市税徴収率（現年） 97.17% → 97.50%

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

### ・下水道使用料減免の見直し（下水道課）

現在、生活保護受給世帯の下水道使用料を減免しているが、生活扶助費として共益費の給付が含まれているため、減免することなく使用料を徴する。

歳入増効果：833千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎				

### ・斎場火葬料市外料金の見直し（生活環境課）

市外料金について、近隣市町との格差を是正するよう料金を改定する。

（現：1万5千円 → 4万5千円）

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	◎			



- 国民健康保険税の税率改正（税務課）  
国民健康保険財政の健全化を図るため、税率の改正を行う。  
歳入増効果：126,565千円

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎				

- 包括外部監査の実施（総務課）  
本市では、他団体に先駆けて平成13年度に包括外部監査制度を導入した。今後とも引き続き公正で能率的な財政運営を確保するため、包括外部監査を実施する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

## 4. 協働

公共部門が多くの施策を掌握してきたことによる「おまかせ民主主義」を脱却し、自分たちのまちを自分たちでつくるという住民自治の意識が醸成されなければ真の改革とはいえない。市民と市の協働によるまちづくりを推進する。

### (1) 地域協働

平成17年3月議会において「善通寺市自治基本条例」が議員提案され可決された。同年10月より施行されたこの条例は、市民・市・市議会が協働し、独自性と魅力のある善通寺をつくることとその目的とされている。これは、これまでの行政主導型まちづくりから、みんなが智慧を出し合いともに汗を流しながらのまちづくりへの転換を意味しており、自治の構造改革に他ならない。この協働型自治を実現するためあらゆる角度から協働に取り組む。

- ・地域自治区の設置（企画課）

市民と行政の連携・協働によるまちづくりを推進するために、市内全8地区に地域自治区を設置する。この自治区では、市政や地域の課題について、市民が意見を出しあい議論することにより、自主自立のまちづくりを行うと共に市政における政策立案・設計に参加できる環境をつくることをねらいとする。また、将来的には自治区の活動に必要な交付金を支出し、自主的に運営してもらう地域予算の実施も見込む。

目標値  
地域自治区設置数      —    →    8団体

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	⇒	⇒	◎

・自主防災組織の育成・強化（企画課）

防災マップ・防災ガイドの作成・配布や総合防災訓練などの実施を通じて、災害に関する正しい知識、技術や市民の防災に対する関心を高め、「わたしたちのまちをわたしたちの手で守る」意識の啓発に努めるとともに、高齢者・障害者などの、いわゆる災害弱者に対しては特に配慮し、防災指導や啓発活動を重点的に行う。

また、市民の自主的な防災活動を推進するため、自主防災組織の活動に対して、防災対策に関するガイドライン・マニュアルの作成などの支援を行い、自治会を中心とした自主防災組織の育成・強化を図る。

目標値

自主防災組織率 0% → 100%

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	⇒	⇒	◎

・ボランティア活動拠点の整備（企画課）

本市では現在各方面でボランティア活動が行われているが、これらの活動や制度の情報を統一的に登録・管理し、それぞれの分野や領域を越えて連帯するようなネットワークを構築する必要がある。そのため、NPOや各ボランティア組織の活動拠点を整備し、ボランティア団体同士の情報交換や市民による積極的なまちづくりへの参加を促進することによって、行政との協働体制を確立する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	⇒	◎

・生ごみリサイクルの推進（生活環境課）

「各家庭からでた生ごみは、各家庭で処理し、土に還す」という生ごみリサイクル事業を推進し、ごみの減量化やごみ処理経費の削減、焼却炉の延命を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

## (2) 市民参画

市の事務事業に市民が参加することにより、「自分たちのまちづくり」を実践しなければならない。これは単に市の仕事を市民に行ってもらおうということではなく、本来の公共施策のあり方を問う取り組みとなる。また、自治基本条例の規定に基づき、市の重要な計画や条例等を策定する際には、パブリックコメント等の市民参画の手続きを実施する。

- 市民参画の手続きの実施（企画課）

自治基本条例に基づき、市の重要な計画・条例・規則等を制定し又は改廃しようとするときは、パブリックコメント・アンケート・ワークショップ等の市民参画の手続きを実施する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

- 市民参加による野犬対策事業の実施（保健課）

市内における野犬の捕獲事業の権限を県より委譲し、市民参加により実施することができ得るか、可能性を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

## (3) 自主運営化

各種の住民団体については、その創設のいきさつやこれまでの慣習等から、市が事務局を行っているものが数多く見受けられる。団体の活動趣旨や目的に従い可能な限り自主運営化を図ることにより、当該団体と市が真の意味において対等協力関係を構築できるよう取り組む。

- 環境まちづくりの会の自主運営化（生活環境課）  
事務局業務や活動計画の立案・実施等全ての業務を自主運営で行っていただく。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- 老人クラブの自主運営化（高齢者課）  
老人クラブの活動をより活性化させ、自立した高齢者を育成するためにも、老人クラブの自主運営化を図る。

人員効果：0.5人分

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- 環境推進連合会の自主運営化（生活環境課）  
市民による団体である環境推進連合会について、自主運営化を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	◎	

- 消費者団体、観光協会の自主運営化（商工観光課）  
市が事務局を行っている消費者団体等の外部団体について自主運営化を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- 文化財保護協会等団体の民間又団体へ移譲（生涯学習課）  
文化財保護協会・文化協会等について個々の団体での自主運営化を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- 「イキイキときめき大学」事務を団体主体で実施（生涯学習課）  
「イキイキときめき大学」は地域に根ざした高齢者の学習活動であるため、各地域の代表者が連携するなど自主運営化を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- 「公民館まつり」の自主運営化（公民館）  
年間の定例行事である「公民館まつり」について、地域の市民による団体の自主運営化を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

## 5. その他

地方公営企業においても財政健全化・効率化・機能向上が求められている。また、近年のIT革命による様々な情報技術の活用策を検討し「電子自治体」の構築を早期に実現しなければならない。さらに、職員の減少に伴い効率的に機能する組織機構を計画的に改変するとともに、市として独自のまちづくりに関連性の薄い法定受託事務（ナショナル・ミニマムに関する事務事業）について国・県への集権化を検討し、法令の枠にとらわれることなく、真に小さな基礎的自治体とは何かということについて検討を深める。

### (1) 地方公営企業の経営健全化

本市には地方公営企業法が適用される上水道事業、適用されていない下水道事業及び農業集落排水事業の三つの公営企業が存在している。地方公営企業とは、都道府県や市町村等の地方公共団体が、地域住民の福祉の増進を目的として事業を営む企業体であり、近年多くの団体が経営の危機的状態を迎えているところである。本市においては、これまでの市が一体として進めてきた行政改革により、料金等の市民負担を最小限に抑えた経営活動を行うことができた。しかし、今後の設備投資や多様な住民ニーズを踏まえ、これら公営企業についても厳しい改革の推進が必要不可欠であり、事業の特性を勘案しつつあらゆる角度から見直しを図る。

#### ・水道事業経営形態の検討（水道課）

本市では、長期的に安定した水道事業の経営ができるように、現在、民間化の可能性を含めた経営形態のあり方を幅広く検討しているところであるが、浄水場をはじめとする各施設の管理運営や水道料金の調定・徴収業務等日常的な業務のほか、今後必要となる設備投資のアウトソーシングについても最適な方法を検討する。

#### ※水道事業における職員数の推移

平成11年	平成17年
19人	13人

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- ・農業集落排水の公共下水道への統合検討（下水道課）  
事業効率の向上を図るため、小規模な農業集落排水について公共下水道への統合を検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- ・下水道使用料の改定（下水道課）  
維持管理費の推移等を踏まえ、使用料を改定する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	◎	○	○	◎

## （2）電子自治体の構築

IT技術はあらゆる可能性を有しており、自治体運営にも必要不可欠なものとなっている。情報通信等を利用し高度に電子化された市民サービス・業務システムをオンラインで提供するとともに、情報の電子化により効率的な業務の遂行を実現し、より便利で質の高いサービスを市民に提供する「電子自治体」を目指す。

- ・手続き電子化の推進（企画課）  
オンラインによる申請等が可能になることにより、市民は時間・場所等の束縛を受けることなく様々な申請を家庭にいながらに行うことができる。かがわ電子自治体システムの運用の充実を図ることにより、市民と市の間で行われる申請・届出等、処分通知といった手続きを、紙媒体ではなく電子化することにより市民の利便性の向上を図る。あわせて、公共施設の予約等についても電子化を図る。

目標値  
電子化する手続きの数      18手続き → 50手続き

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎



- 住民税課税システムの充実（税務課）  
確定申告等のデータ処理を行うことにより、より迅速に課税事務が行えるシステムの導入を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- 市税滞納整理の電算化（債権管理第1課）  
滞納データをより迅速かつ正確に把握するため、システムの構築を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- レガシーシステムの更新（企画課）  
既に電算化されているシステムについても総点検を行い、レガシー（旧式）システムについて最適化を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

- レセプト並び替え、保管等の事務の改善（高齢者課・厚生福祉課）  
現在紙ベースのレセプトを手作業で仕分けし、点検作業を行っているが、これを電算化し効率化を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

- ・ 保育所関係事務のコンピューター化（社会福祉課）

保育所の入所手続、保育料の算定と収納等の事務の多くが紙ベースとなっている。特に、異動マスターは手入力のうちキーパンチャー処理しており、収納消込は紙台帳にスタンプを押すという手作業である。事務の省力化のために早急にコンピューター化を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

- ・ 下水道受益者負担金管理システムの開発（下水道課）

下水道事業受益者負担金賦課事務について、賦課対象地番を管理する図面の内容(位置地番等)をデータ化したシステムの開発により事務効率の向上を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	◎		

### (3) 組織機構

スモールガバメントとして機動的で柔軟な組織を編成することは、行政改革の大きなテーマの一つである。少数精鋭の職員により諸問題の共通認識や迅速な意思決定等を実現するため、職員数の推移に合わせて組織機構の編成を見直していく。

- ・ 270人体制組織改革（企画課）

平成17年1月に策定した「善通寺市機構改革計画」に基づき、平成25年度には8部26課（現在10部48課）体制を構築する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

・組織内分権の推進（企画課）

効率的に職務を遂行することを目的として、平成17年4月に職務権限規程を改正した。予算執行における権限の一部を部長級から課長級へと移管すること等により、事務処理の迅速化や管理部門の圧縮を図る。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

・意思決定機関（企画課）

平成17年、各部署における情報の共有化と責任の明確化、意思決定の迅速化を図ることを目的に、市長・副市長・部長が同一の部屋で執務する「市長公室」を設置した。市政の重要案件はこの意思決定機関において審議されることとなり、案件のタイムリーな把握と決定までの事務処理のスピードアップを実現する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
◎	◎	◎	◎	◎

・消防業務の近隣町連携検討（消防本部）

災害事象の複雑多様化、消防需要の高度化、さらには防災に関する住民の関心の大きな高まり等から、災害から住民の生命、身体、財産を守るという消防の使命はますます重要になっている。また、消防施設・設備等においても、改修・更新が今後の大きな負担となることが予想されるため、近隣町との連携について検討する。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	◎

## (4) 集権の検討

近年地方の独自性が注目され、地域の資源を活かしたまちづくりが必要とされている。この独自性を発揮していくためには、都道府県から各種許認可の権限等に移譲し、市町村として独自のまちづくりを進めていく必要がある。一方、市町村が都道府県と最も大きく異なっている点は、住民に密接した団体であることである。地方分権の最大の目的は、地域のことは地域で決めることであるが、多様な行政分野の中には、当然国・都道府県レベルで一定の基準に従い実施すべきものが数多く存在している。このような国・都道府県にて一律であるべき事務事業については、市町村から集権すべきである。基礎的自治体として真の意味におけるスモールガバメントとは何か、法令の枠を越えて検討を進める。

### ・ナショナル・ミニマムに関する事務事業の権限集権検討（企画課）

地方分権時代を迎え、市町村は基礎的自治体として独自のまちづくりができる権限を持つべきである。そのため国・県からの権限委譲を推進することはいうまでもないが、現在、市が行っている事務事業のうちナショナル・ミニマムのためのものや、法令に基づくもので市の裁量の余地が全く有り得ないもの、あるいは市町村単位ではなく広域的な施策が必要となるもの等について、市町村から国・県への集権をすべきではないかと考える。したがって、長期的な視点に立ち、真に基礎的自治体として所管すべき事務事業の見直しを図ることとしたい。

実施年度				
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○	○	○	○	○

—資料—

**集中改革プラン期間中の財政計画**

● 歳 入

(単位：千円)

歳入項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 地方税	3,487,305	3,758,000	3,755,000	3,752,000	3,748,000
2 地方交付税	2,700,000	2,668,000	2,637,000	2,608,000	2,581,000
3 国庫支出金及び 県支出金	1,831,979	1,809,000	1,805,000	1,819,000	1,833,000
4 地方債	751,300	751,000	721,000	692,000	665,000
5 その他	2,809,416	2,454,000	2,532,000	2,359,000	2,163,000
合 計	11,580,000	11,440,000	11,450,000	11,230,000	10,990,000

● 歳 出

歳出項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 人件費	2,886,590	2,920,000	3,004,000	2,839,000	2,658,000
2 物件費及び 維持補修費	1,866,873	1,778,000	1,694,000	1,614,000	1,538,000
3 扶助費	1,948,738	1,963,000	1,977,000	2,038,000	2,099,000
4 公債費	1,377,024	1,407,000	1,461,000	1,481,000	1,491,000
5 投資的経費	1,111,652	1,001,000	962,000	924,000	887,000
6 その他	2,389,123	2,371,000	2,352,000	2,334,000	2,317,000
合 計	11,580,000	11,440,000	11,450,000	11,230,000	10,990,000

**Super-Premium-City-Office-Initiative**

S-PCOI  
(集中改革プラン)  
善通寺市

